

## 「飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト」実施要領

### 1 趣旨

飼料用米については、輸入とうもろこしに比べて、国産でありかつ我が国の主食である米を原料とする付加価値の高い飼料であり、主食用米の需要が毎年概ね8万トンずつ減少している中、飼料用米等の戦略作物への転換を進めており、平成27年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」の下、飼料用米の生産努力目標（平成37年度）を110万トンとしており、生産性向上とともに畜産物のブランド力強化を進めていくこととしている。

このブランド力強化とともに、必要な飼料としての定着化等を推進するため、「飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト」を開催し、飼料用米を生産する農家と連携しながら、従来の畜産物より付加価値を向上させて飼料用米活用畜産物を販売している畜産事業者を表彰し、その取組・成果を広く普及する。

### 2 事業主体

本事業は、一般社団法人日本養豚協会により行う。また、農林水産省、全国農業協同組合中央会、公益社団法人中央畜産会が後援することとする。

### 3 事務局

事務局は、一般社団法人日本養豚協会に置くこととする。

### 4 対象地域

全都道府県を対象とする。

### 5 表彰

「飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト」とする。

### 6 応募資格

次の要件を全て満たす畜産事業者であること

- (1) 国産の飼料用米を活用した畜産物等の商品として、従来品とは異なる商品名で販売されていること。
- (2) 国産の飼料用米を活用した畜産物に給与される飼料総数量（年間）に占める国産の飼料用米の割合が、採卵鶏5%、ブロイラー5%、養豚5%、乳牛3%、肉牛等その他1%以上であり、かつ年間の飼料用米使用実績が1トン以上であること。
- (3) 原則として過去3年以内に本コンテストにおいて表彰されていないこと。

### 7 応募及び必要書類の提出

- (1) 応募を希望する畜産事業者は、平成30年11月15日までに参加申込書（別記様式1）を飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト事務局（以下「事務局」という）へ提出する。
- (2) 事務局は、応募のあった畜産事業者の参加申込書類を取りまとめ、応募資格を満たしているものなどの内容確認等を行い、審査委員会資料を作成する。

### 8 審査

#### (1) 審査委員会

飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテストの審査を実施するため、事務局が委嘱した畜産関係及び学識経験者等をもって構成する審査委員会を設置する。

#### (2) 審査項目

本審査委員会の審査は、次に定める事項等について、国産の飼料用米を活用した畜産物等を付加価値のあるブランド商品として販売に取り組んでおり、先進的で他の経営体の模範となりうるものであるか否かを総合的に判断するという視点で進めるものとする。

① 販路の確保

- ア 国産の飼料用米を活用した畜産物等について、予め販売先が確立され、取引に必要な量が出荷されるなど、安定的な供給体制の構築に取り組んでいること。
- イ さらに実需者と連携し、プライベートブランド（PB）商品等により差別化した販売が行われていること。

② 耕畜連携の取組

- ア 飼料用米農家から畜産農家に対し、国産の飼料用米が継続かつ安定的に供給されていること。
- イ 耕畜連携による効率的な供給体制の下、地域で飼料用米のほか、稲わらや堆肥等の循環利用が行われていること。

③ 付加価値の向上

国産の飼料用米を活用した畜産物の販売額が増加していること。

(3) 審査方法

審査委員会は、応募のあった出品調査書に記載された内容等に基づいて、8の(2)の審査項目に係る書面審査を行うとともに、審査委員及び事務局による現地調査を行い、総合的に判断して、受賞者を決定するものとする。

9 褒賞の区分

褒賞の区分は次のとおりとする。

- ・農林水産大臣賞
- ・政策統括官賞
- ・全国農業協同組合中央会会長賞
- ・公益社団法人中央畜産会会長賞

10 表彰

- (1) 応募のあった畜産事業者のうち、審査委員会で審査し、特に優秀と認められた畜産事業者に対し、農林水産大臣賞を授与する。
- (2) 応募のあった畜産事業者のうち、審査委員会で審査し、優秀と認められた畜産事業者に対し、政策統括官賞、全国農業協同組合中央会会長賞、公益社団法人中央畜産会会長賞のいずれかを授与する。

11 日程

- ・平成30年7月27日 飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテストの公表  
(同時に実施要領の公表)
- ・ 8月1日 応募開始
- ・ 11月15日 応募締切
- ・ 11月下旬 事務局による内容確認等
- ・ 12月上旬 第1回審査委員会の実施
- ・平成30年12月～平成31年1月 審査委員等の現地調査
- ・平成31年2月中旬 第2回審査委員会の実施
- ・ 3月15日 表彰式

別記様式 1

「飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト」参加申込書

平成 年 月 日

事業者名

代表者名（役職、氏名（ふりがな）） 印

住 所

電話番号

メールアドレス

実施要領 7 の（1）に基づき、別添の出品調査書を添えて、「飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト」に申し込みます。

飼料用米を活用した 畜産ブランド名 (畜種・ブランド名)	
------------------------------------	--

## 「飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト」 出品調査書

【各項目の記載は、畜産農家が既に連携している飼料用米生産農家や実需者等と取り交わしている契約書や取引実績等を元に記載願います、また必要に応じて記載内容に係る関係書類の提出をお願いすることがございます。】

### 1. 畜産経営の概要

(1)	事業者名	
(2)	住所	

※生産部会や協議会で取組んでいる場合は、その組織名で記載願います。

### 2. 畜産経営の種類及び米活用畜産物ブランド名

(1)	畜産経営の種類と飼養数	(年間飼養頭(羽)数 )
(2)	米活用畜産物のブランド名及びブランド化開始年度	(ブランド化開始年度 )

※(1)の畜産経営の種類は、養豚(肥育豚、母豚)、養鶏(採卵鶏、肉用鶏)、肉用牛(繁殖牛、肥育牛)、酪農(搾乳牛)、その他( )を記載願います。

※(2)の米活用畜産物のブランド名は既に販売しているものであり、また複数の畜種を総称するブランドの場合や個々の畜種でブランド名が違う場合など、各々わかるように記載願います。なお、販売促進チラシや商品写真の提出も願います。

### 3. 国産飼料用米の活用状況(平成29年度)【応募資格】

(1)	米活用畜産物の年間量(a)に占める国産飼料用米の給餌割合(b/a)(%)	%(b/a)(年間飼料総量 t(a))
(2)	国産飼料用米の年間利用実績(b)(トン)	t(b)
(3)	国産飼料用米の仕入れ先 市町村別飼料用米生産農家等戸数、又は仕入れ先農協名、飼料会社名等	
(4)	国産飼料用米の給餌状態(玄米又は破碎等)	
(5)	年間給与期間(開始月齢～終了月齢)	

※(1)の給餌割合(%)は、畜種別に採卵鶏5%、ブロイラー5%、養豚5%、乳牛3%、肉牛等その他1%以上とする。

※(2)の国産飼料用米利用実績(トン)は、年間1トン以上とする。

※(3)の国産飼料用米の仕入れ先は、新規需要米取組計画書に基づく連携先(飼料用米農家)の情報を記載。

※(4)の給餌状況は、最終の形態の状況(玄米のまま又は玄米を破碎するなどの給与)を記載。

※(5)の年間給与期間の月齢は、日齢に変更可能とする。

#### 4. 販路の確保(米活用畜産物の安定的な取引体制の構築)

(1)	米活用畜産物ブランド商品名										
(2)	実需者と連携したプライベートブランド商品 ※(1)とは別にPB商品があれば記入										
(3)	米活用畜産物ブランド商品の主な販売先										
	<table border="0"> <tr> <td>ア 市場</td> <td>カ 生協</td> </tr> <tr> <td>イ 百貨店</td> <td>キ 外食業者</td> </tr> <tr> <td>ウ スーパー</td> <td>ク インターネット</td> </tr> <tr> <td>エ 精肉店</td> <td>ケ 直販</td> </tr> <tr> <td>オ 農協(直売所含)</td> <td>コ その他</td> </tr> </table>	ア 市場	カ 生協	イ 百貨店	キ 外食業者	ウ スーパー	ク インターネット	エ 精肉店	ケ 直販	オ 農協(直売所含)	コ その他
ア 市場	カ 生協										
イ 百貨店	キ 外食業者										
ウ スーパー	ク インターネット										
エ 精肉店	ケ 直販										
オ 農協(直売所含)	コ その他										
(4)	実需者と相対で事前に設定した販売価格についての取扱い (期中(1年間)での価格改定の有無)										

※①のブランド商品は既に販売しているものであり、また複数の畜種を総称する「ブランド」の場合や、個々の畜種で「ブランド」名が違う場合など、各々わかるように記載する。また、実需者との連携によりプライベート(PB)商品により他のものと差別化した商品がある場合は、その名称を記載願います。

※販売単価は、農家からの出荷価格とし、卸売市場等を経由しない直接販売の場合は、その販売価格です。

※米活用畜産物ブランド商品の主な販売先について、ア～コから選び、その割合を(%)で記載願います。

(例:ア(35)、イ(30)、ウ(20)、エ(15))

※実需者との価格設定は契約等でどのように決定されていますか。また、市況等に影響されずに1年間を通じて同じ価格なのか、それとも価格改定しているのか記載願います。

#### 5. 耕畜連携の取組

(1)	①畜産農家と飼料用米農家との連携状況 ア. 28、29年度の仕入先の変更 イ. 飼料用米の仕入量の増減等	
(2)	②飼料用米以外の地域循環等の取組 (稲わら、堆肥、糞尿等)	

※(1)の①のア. の飼料用米の仕入先を変更していない場合は「変更無」、仕入拡大の場合は「追加」、仕入変更は「変更有」とする。

※(1)の①のイ. の飼料用米の仕入量の増減等がない場合は「増減無」、仕入増加・減少は「増加」又は「減少」とする。

※(2)の②の飼料用米以外の地域循環等の取組があれば、その取組内容(種類・量、相手先など)を記載願います。

6. 付加価値の向上(飼料用米を活用した畜産物の販売増加)

		平成28年度(A) ( 年 月 ~ 年 月 )	平成29年度(B) ( 年 月 ~ 年 月 )
(1) 全体の畜産物	販売単価(円/kg)		
	販売数量(トン)		
	販売額 計(万円)		
(2) 飼料用米を活用した畜産物	販売単価(円/kg)		
	販売数量(トン)		
	販売額 計(万円)		
(3) うち、ブランド化された 商品名などで販売して いるもの (ブランド名 )	販売単価(円/kg)		
	販売数量(トン)		
	販売額 計(万円)		

※販売単価は、畜種毎に価格形成が違うため、畜産農家から出荷した段階での販売価格とし、販売額から販売数量を除いて算出。なお、小売や消費者等へ直接販売する場合はその価格を記載願います。(税込価格)

7. 飼料用米を活用した畜産物ブランド化に向けた対応

※ブランド化の取組を実施してきた中で、①飼料用米の確保、②飼料用米の保管、③耕畜連携の取組、④販路の確保、拡大、⑤取引先との価格設定・交渉、⑥ブランド名の命名、⑦販売方法など工夫、努力した点や、その成果、課題など記入してください。

●記載が代表者でない場合は、確認等作業に必要なため以下に記載者名等の記入をお願いいたします。

記載者	事業者との関係	
	氏名	
記載者の連絡先	TEL	
	FAX	
	メールアドレス	

※本出品調査表に記載頂いた情報は、本表彰の選定審査のみに使用するものであって、他の目的に使用しません。  
また、公表に際しては事前に応募者への事前確認を経て対応致します。